



座談会風景 編集部

目 次

特集 日豪EPA問題

座談会 日豪EPAをめぐって

司 会 小林 信一

報 告 三浦 進 馬場 善久

出席者 佐伯 尚美 神山 安雄 矢坂 雅充 …………… (4)

日豪EPAの視座 ……………小林 信一 (36)

【時評】 品目横断的経営安定対策加入申請第2ラウンド
— 農業構造改革はどのように進んでいるのか — ……………(た)(2)

☆表紙写真 「荒廃」北陸・福井 萩原 浩
「農村と都市をむすぶ」2007年5月号(第57巻5号)通巻667

品目横断的経営安定対策加入申請第2ラウンド

— 農業構造改革はどのように進んでいるのか —



四月二日から七月二日の日程で米・大豆等に対する経営安定対策加入申請が始まり、品目横断的政策を通じた農業構造改革が大きな山場を迎えている。こうした中

で、昨年一一月末に締め切られた秋まき麦に関する加入申請状況を検討して、各地の農業構造改革の到達点を明らかにするレポートが出始めた（『日本農業年報53 農業構造改革の現段階』など）。

それらによって都府県ベースで見ると、第一に、担手の秋まき麦作付計画面積は四麦合計で、〇六年産作付面積の八六％に達して、転作麦作付の担い手への集積が大きく進むとともに、第二に、四麦作付計画面積の四八％を集落営農が担っており、担い手育成は集落営農の組織化を軸として一挙に行われたと考えられる。第三に、加入した集落営農数は三〇一―だが、昨年末現在の特定農業法人数は四三九、特定農業団体数は一〇六五で両者あわせても一五〇四に止まり、残りの一五〇七はいわゆる「特定農業団体に準じる組織」であって、集落営農は経営体としての内実が乏しい可能性が高い。そして第四に、加入申請者の〇七年産米作付計画面積は〇六年産米

作付面積の八・八％（全国）に止まり、水田農業全体を通じた構造改革には結びついていない。こういった明暗入り乱れた評価が存在しているのが実態であろう。

だが、農水省がこれまでに公表したデータの断片的な分析だけに基づいたこうした評価には細心の注意が必要である。そこで、大分県のデータを参考にしながら、上述の点に検討を加えてみたい。

第一は加入申請統計の認定農業者と集落営農組織の二区分（担い手要件に対応）が有する問題である。大分県の場合についてみると、認定農業者のうちには農事組合法人五九と有限会社六の集落営農法人が含まれ、このうち一六は特定農業法人でもある。これらを認定農業者ではない集落営農一一に加えると実質的な集落営農数は一七六に膨れ上がり、それらが有する四麦作付計画面積割合は四四％から六一％へと激増する。大分県では面積の上でも集落営農が中心となって構造改革が進められていることが分かる。こうしたことは程度の差はあれどこでもあてはまるから、構造改革における集落営農の意義は外見より大きいとみるべきであろう。

第二に、集落営農の組織化＝法人化の程度をみると、大分では昨年一二月末現在では特定農業法人一六と特定農業団体八一に加え、認定農業者の農事組合法人と有限会社が四九あり、これらの合計一四六で集落営農一七六

大分県における品目横断的経営安定対策の加入状況 (2006年11月末現在)

		加入申請統計			加入申請統計再整理		
		認定 農業者	集落営農	合計	認定農業者 非集落営農法人	認定農業者 集落営農法人	集落営農 合計
実数	経営数	382	111	493	317	65	176
	面積 ha	2,287	1,775	4,062	1,583	704	2,479
1経営当たり面積ha		6.0	16.0	8.2	5.0	10.8	14.1
割合	経営数	77.5	22.5	100%	64.3	13.2	35.7
	面積	56.3	43.7	100%	39.0	17.3	61.0

(出所)大分県の資料による。

の八三%を占め、法人化がかなり進んでいることが示されている。したがって、都府県レベルでも、先に「特定農業団体に準じる組織」とカウソトした集落営農のうちには少なくとも数々の農事組合法人などが混在している可能性があり、集落営農の法人化が外見以上に進んでいることが推察される。

とはいえ、第三に、大分の場合、認定農業者である集落営農法人の一経営当たり四麦作付計画面積は一一haと、認定農業者ではない集落営農の一六haよりは明確に規模が小さく、「認定農業者」制度を利用して、より小さい規模の集落営農に担い手要件を充足させるという迂回的手段が用いられていることに注意を払う必要があるだろう。にもかかわらず、単なる補助金の受け皿組織の枠を超えて法人化に漕ぎつけた点は高く評価すべきだと思われる。

第四に、大分の場合は実質的な集落営農面積割合が高いだけでなく、集落営農の法人化割合もまた高いのだが、こうした集落営農が転作受託組織の枠を超えて、水田農業全体の担い手にはなりきれていない弱点を抱えていることが注視されねばならない。実際、四麦の担い手への集積面積四一〇八haに対して、水稲の作付計画面積は一七三四haであって、両者計五八四二haのわずか三〇%に止まっているからである。

これに対して、佐賀県の場合は昨年一二月末現在で、特定農業法人は〇、特定農業団体がわずか一一組織されたに過ぎず、集落営農の法人化はほとんど進んでいないのだが、全国一の四六三という集落営農の組織化により、転作麦の担い手への作付集中がほぼ一〇〇%に達しているだけでなく、二万一二六三haの麦作付計画面積に対して、米の作付計画面積は一万七七〇八haで両者計の四五%、一八年産作付面積の実に六一%に達しており、集落営農が転作受託組織の枠を超えて、水田農業全体の担い手へと成長しつつある姿が浮かび上がってくる。

いずれにしても、構造改革を一層進めるためには、農水省がこうした構造改革の進展状況の全体像を逐次明らかにすることが求められるのではないか。(た)

座談会

日豪EPAをめぐる状況

司会（小林） それでは、時間になりましたので開始させていただきます。今日は、特に日豪EPAをめぐる状況ということで、農水省の参事官でいらっしゃいます三浦さんからご説明を伺うということでございます。

本日、特に日豪EPAをめぐる状況ということで、農水省の参事官でいらっしゃいます三浦さんからご説明を伺うということでございます。



司会・小林信一氏

ご存じのように日豪関係は、特に我々が考えたと余り問題はないのではないかとというぐらい非常に緊密な関係にあるのです。が、最近、EPAをめぐる情勢が急展開しています。実は二〇〇七年は日豪通商協定五〇周年の節目というこ

ともあって、こういう問題もあるということなのかもしれません。本日は日豪EPAをめぐる現段階、あるいは農水省としてのお考えを伺うとともに、これまでのEPA、FTAの状況、特に影響ということについても少し触れていただければと考えております。

それでは、よろしくお願いいたします。
三浦 三浦でございます。よろしくお願いたします。国際部で経済連携協定等を担当しております。

それでは早速、資料に即しまして説明をさせていただきますと思います。お手元に資料をお配りしておりますのでこれに従いまして、ご説明をいたしたいと思います。

我が国のEPA・FTAをめぐる状況

まず図1をみていただきたいと思います。近年、経済のグローバル化が進行している中で、WTOを補完する

座談会出席者

(2007年3月12日)

司会	小林 信一	日本大学教授
報告	三浦 進	農林水産省 大臣官房国際部参事官
	馬場 善久	農林水産省大臣官房国際部 国際経済課国際専門官
出席者	佐伯 尚美	日本農業研究所 客員研究員
	神山 安雄	農政ジャーナリスト
	矢坂 雅充	東京大学助教授

ものという位置づけで、EPA（経済連携協定）、あるいはFTA（自由貿易協定）という取り組みが増加をきております。これは世界的にそういう趨勢にありまして、そういう中で我が国もFTA、EPAの締結の取り組みを進めてきているというところでございます。

我が国の最初のEPAは、一番上のシンガポール。二〇〇二年に署名、二〇〇三年に発効というのが最初でござい

まいまして、これを皮切りにメキシコ、あるいはASEAN諸国とのEPAを進めてきているところでございます。メキシコとは二〇〇五年四月に協定が発効しております。マレーシアとは昨年、二〇〇六年七月に協定が発効しております。

ここまですべてが協定が発効したものでございまして、その次のフィリピンは昨年九月に署名をしております。タイとは二〇〇五年九月に大筋で合意をしておりますが、ご案内のようなタイの政治情勢の影響で署名ができておりません。今、早急な署名を目指しているところでございます。チリとは昨年九月に大筋合意が成立しております。インドネシアとは昨年一月に、それからブルネイと昨年一二月に大筋で合意をしております。

このように特に昨年の後半、立て続けに三つの国と大筋の合意が成立しているということでございます。ここまですべてが大筋合意が成立した国々ということになるわけでございます。これら大筋合意が成立した国々のEPAにつきましては、条文の確定作業を行って、署名に向けた準備を行っているという状況でございます。（注…その後、タイとは四月三日、チリとは三月二十七日に署名。）

その次が交渉中の国・地域になるわけですが、まずASEAN全体というのがございます。ASEAN全体と日本という一カ国で構成されるEPAを締結する交渉



三浦 進氏

が現在、我が国
が行っているE
PA、FTA交
渉の相手国とい
うことになるわ
けでございます
。今話の中でG

を二〇〇五年四月から行っておりまして、現在、交渉中という状況です。それから、韓国とは二〇〇三年一二月から交渉が始まりましたが、現在、二〇〇四年一月月から中断しております。GCCというのが書いてございますが、下の注2にございますように湾岸協力理事会、バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦、これらの国々からなるGCCというところとのFTA交渉を、二〇〇六年九月から行っております。ベトナムとは二〇〇七年一月に交渉を開始しております。インドとも本年一月から交渉を開始しております。そして、今日の中心のテーマになる豪州とは、四月二三、二四日の両日、豪州キャンベラで交渉会合を開催するという日程が決まっております。スイスとは、この三月に準備会合を行いまして、正式交渉の開始の準備を進めているという状況でございます。

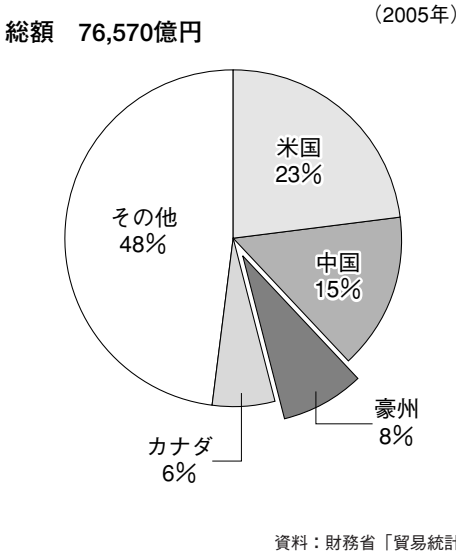
図1 我が国のEPA・FTAをめぐる状況

	2002年	2003年	2004年	2005年	2006年	2007年
シンガポール	☆署名(1月)	★発効(11月)			見直し交渉(4月～)	○大筋合意(11月)
メキシコ		交渉(11月～)	☆署名(9月)	★発効(4月)		
マレーシア			交渉(1月～)		☆署名(12月)	★発効(7月)
フィリピン			交渉(2月～)	○大筋合意(11月)	☆署名(9月)	
タイ			交渉(2月～)	○大筋合意(9月)		
チリ					交渉(2月～)	○大筋合意(9月)
インドネシア				交渉(7月～)		○大筋合意(11月)
ブルネイ					交渉(6月～)	○大筋合意(12月)
ASEAN全体				交渉(4月～)		
韓国(注1)			交渉(12月～)			
GCC(注2)					交渉(9月～)	
ベトナム						交渉(1月～)
インド						交渉(1月～)
豪州				政府間共同研究(11月～12月)		交渉(4月～)
スイス				政府間共同研究(10月～1月)		準備会合(3月～)

(注1)韓国とは、2004年11月以降交渉が中断。

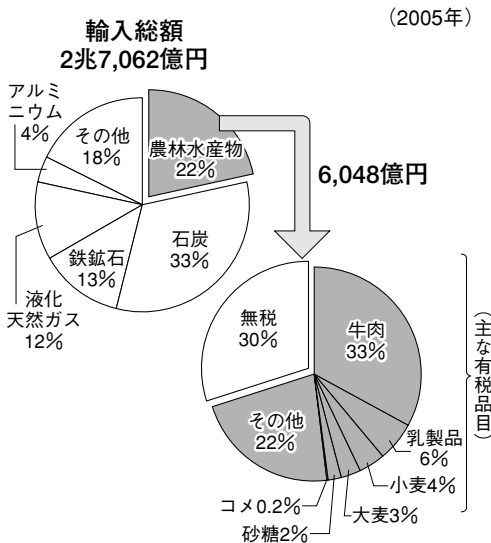
(注2)GCC(湾岸協力理事会)加盟国:バーレーン、クウェート、オマーン、カタール、サウジアラビア、アラブ首長国連邦。

図2 農林水産物の主要輸出国



CCだけ、FTA交渉を行っているとし上げました。日本はEPA（経済連携協定）という、物やサービスの貿易だけではなくて、人の移動、投資、知的財産など、さまざまな項目からなる幅広いEPAというのを推進しているわけでございますけれども、GCCとは物やサービスの貿易のみに絞ったFTAを締結すべく、交渉を行っているところでございます。これは六カ国それぞれ、特に投資などについての制度がいろいろ異なっているところが大きいということで、比較的統一のとりやすいF

図3 豪州からの輸入



TA部分に絞った交渉を行っているということでございます。一ページ目の補足ということになります。この一、二年で交渉の相手国が急速にふえております。この座談会にも私の前任の豊田国際調整課長、そのまた前任の坂井国際調整課長がお招きいただいて説明をしたことがあつたようにございますけれども、そのころから比べると、この一、二年で本当に急速に相手国がふえました。特に東南アジア諸国、ASEAN諸国とのEPA交渉というの

がふえました。

東南アジア諸国との間のEPAについては、農林水産分野の交渉で、特に物の関税の撤廃、削減ということだけに議論の焦点を当てるのではなくて、東南アジア諸国が求めている農林水産業の協力というものを組み合わせて、我が国にとってセンシティブな品目についての関税撤廃の例外措置を確保するようにしながら、協力と組み合わせる形で双方の農林水産業や食品産業の共存共栄が図れるような合意を得るように努めるというやり方で、進めてきたところでございます。

しかしながら、本日のテーマになっております豪州は、そういう東南アジア諸国とのEPAとは大分様相が異なる。背景、事情が異なるということをこれからご説明したいと思います。

日豪の貿易と農業構造の比較

まず図2をみていただきますと、農林水産物の主要輸入国として、豪州は米国、中国に次ぐ三番目の地位を占めております。金額にして八%ということ、我が国にとってかなり大きい輸入先国ということになります。

その内訳を図3でみてみますと、豪州からの輸入総額二兆七、〇〇〇億円強のうち、多くは石炭、鉄鉱石、液化天然ガス、アルミニウムといったエネルギー資源、鉍

物資源、そういったものがかなりの部分を占めております。農林水産物は二〇〇五年の数字でございますが、六、〇四八億円で二二%、四分の一弱といったところでございます。

六、〇四八億の内訳が右下の円グラフで、塗ってあるところが有税品目なのですが、牛肉、乳製品、小麦、大麦、砂糖、米といったものが並んでおりまして、これらは我が国の農業や地域経済にとって非常に重要な位置づけをもっている品目、センシティブな品目と呼ばれるものが多いというわけでございます。このように農林水産物の輸入が多く、その内訳をみると関税撤廃が困難な品目が多いという構造になっておりまして、これはEPAをやる場合に非常に難しい要素になります。

ご案内のとおり、EPAは関税の撤廃をするというのが原則でございます。そこにどれだけ例外を確保していくかというやり方で交渉をやっていくことを考えますと、これだけをもてなかなか交渉は厳しそうですねというところになるかと思えます。

なお、豪州から日本への輸入と我が国から豪州への輸出を総額で比較しますと、輸入が二倍弱という関係になっております。農林水産物につきましては、豪州からの輸入が六、〇四八億円であるの対しまして、我が国から豪州への輸出は四六億円となっております、差で

表 我が国と豪州の国土・農業の比較

	日本	豪州	日本との 比 較
国土面積 (百万ha)	38	774	20倍
農用地面積 (百万ha)	5	447	89倍
平均経営面積 (ha/戸)	1.8	3,385	1,881倍
国民一人当 り農地面積 (ha/人)	0.04	22.9	573倍

資料：国土面積及び農用地面積はFAOSTA (2002)。その他の指標は、日本は2005年（農林業センサス等）、豪州は2003年（豪州作物統計）。豪州の農用地の大半は放牧地（耕地面積は農用地面積の1割で48百万ha）

六、〇〇〇億円あるということですから、圧倒的に豪州からの輸入が多いという構造になっております。
また、表を掲げておりますけれども、農業の構造を比較したものです。豪州はご案内のとおり大変放牧地が多いので、そこを少し割り引いてみないといけないわけですが、三行目の平均経営面積でみますと、日本との比較で一、八〇〇倍を上回る大きさということで、けた外れの大きさであるということでありまして、我が国の農業構造の改善、あるいは構造改革、その努力を一所懸命や

るにしても、到底追いつかない。同じ土俵で競うことは到底難しいような、そういう相手であるということもございます。このような両国の農業構造の差というものも、EPA交渉を行うという観点からみれば、困難な要素となってくるということでございます。

主要輸入品目の現状

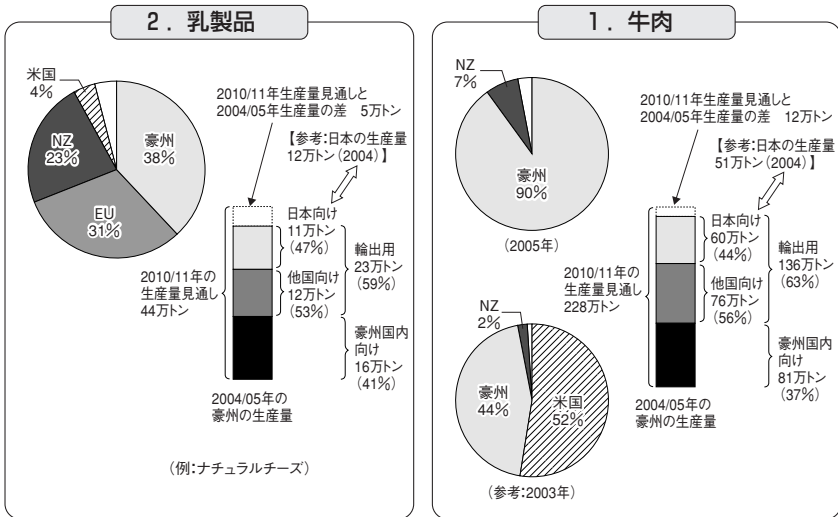
先ほど輸入のグラフのところ、牛肉とか乳製品とか輸入額が多い品目を申し上げました。それぞれについて図4で少し詳しく説明いたします。

まず、牛肉でございます。豪州は二〇〇五年で我が国への輸入の九割を占めております。これは米国からの牛肉の輸入が事実上、とまっているということからこうなっておりますが、BSEの影響で二〇〇三年では米国と豪州とがほぼ拮抗するような形になっておりました。

したがって、仮に日豪EPAを締結して牛肉の関税を撤廃するようなことがありますと、米国が猛反発をしてくることは必至であるということでございます。そして、米国に対しても関税を撤廃せよということ突きつけられてくるおそれも出てまいります。牛肉の我が国農業の中で位置づけが重要であることはいうまでもありません。

豪州は生産の拡大とか、輸出の拡大の余地はありません。

図4 主要輸入品目の現状



資料：我が国の輸入については財務省「貿易統計」、豪州の生産量、輸出量は「Australian commodities statistics 2005」、生産量見通しは「Australian commodities outlook 2006」

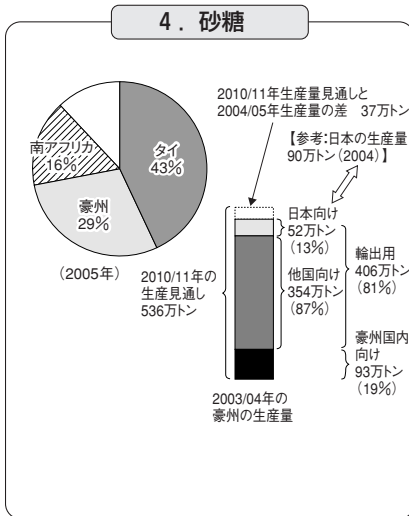
んということに関係者がいたりするわけです。しかし、必ずしもそうではないということを、我々は豪州側に説明をしているわけでございます。

豪州側が公表している生産見通しと実績を比較しますと二〇一〇／一一年の生産の見通しは二〇〇四／〇五年の生産量を上回っています。さらに日本以外の国に向けている輸出用が相当あるということからしますと、仮に関税を撤廃して日本の市場がますますよい市場になったということになれば、我が国に輸出されるものがふえる可能性は多分にあるであろうというふうにみられるわけでございます。

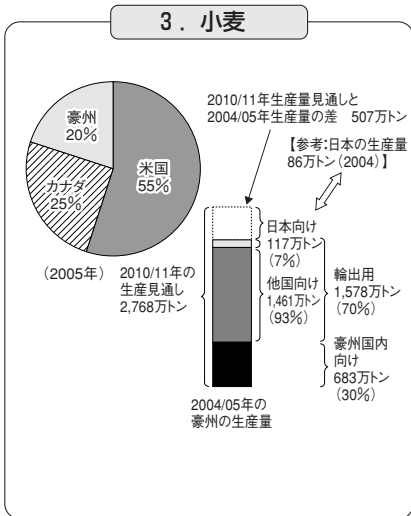
同じようなことが、乳製品についてもいえるかと思えます。ナチュラルチーズの例でいいますと、豪州と競合するのはEU、ニュージーランド、米国でございます。やはり生産の見通しは実績を上回っておりまして、日本向けのほかに同じ程度以上に他国向けの輸出用があります。それからしますと、日本が仮に乳製品の関税を撤廃するということになれば、日本に向けて回してくる可能性は相当あるのではないかとということでありまして、基本的に牛肉と同様の構造がみられるということでございます。

小麦については、競合する輸出国は米国、それからカナダでございます。本年、豪州は大干ばつで問題になっておりますけれども、確かに何年か一度、大きな干ば

4. 砂糖



3. 小麦



資料：我が国の輸入については財務省「貿易統計」、豪州の生産量、輸出量は「Australian commodities statistics 2005」、生産量見通しは「Australian commodities outlook2006」

注：砂糖については、「Australian commodities statistics 2005」の04/05年の輸出量のデータが欠落していたため、03/04年のデータを使用

つがありまして生産量が大きく減ることがあります。しかしながら、長期的にみますと、おおむね右肩上がりです。推移してきておりまして、二〇一〇／一一年の生産見通しも二〇〇四／〇五年をかなり上回る見通しが出されております。さらに日本向けの輸出よりも他国向けの輸出が相当大きいという構造で、これも日本市場に振り向けようと思えば対応可能と考えられるということでございます。

それから、砂糖についてでございます。砂糖はタイ、それから豪州、南アフリカと競合しております。生産見通しは二〇〇三／〇四年を上回っており、日本向けのものよりも他国向けに振り向けられているものが相当に多いという構造でございます。これも日本市場に振り向けようと思えばできるのではないかと考えられます。

こうしてまいりますと、豪州からの輸入が多い牛肉、乳製品、小麦、砂糖という品目について、仮に日豪EPAによって関税を撤廃しますと、我が国に豪州産の農産物が流入しまして国内農業に大きな影響が及び、さらに、米国等の第三国の他の輸出国の反発を招くおそれがあるという問題があると考えられます。

我が国農業への影響

そこで、これらの品目で仮に日豪EPAで関税撤廃を

行った場合に、国内農業にどれぐらいの影響が及ぶかという昨年一二月に行った試算についてご説明します。

なお、本年二月に対豪州に限らず、およそ世界に対して関税を初めとする国境措置を全部撤廃した場合の影響という試算を行っております。これは本日のテーマから外れますので詳しい説明は省かせていただきますが、結果だけ申しますと、国内農業生産の減少額が三兆六、〇〇〇億円という数字が出ております。本日ご説明しますのは豪州について一二月に行った試算についてでございます。

基本的には関税等を撤廃した場合に、豪州産と競合する国産品は価格面では太刀打ちできずに有利な豪州産に置きかわって、その分、国内生産が減少するおそれがあるという考え方で試算をしております。

牛肉については、豪州産の牛肉と競合するのは乳用種で、これがほぼ全量、それから肉専用種、いわゆる和牛ですけれども、これについても三分の一を占める比較的低級の低いものについては豪州産に置きかわるだろうというところで、全体では国産牛肉の半分以上が豪州産に置きかわれるというふうに見込んでおります。よく和牛について豪州産とすみ分けができて、関税を撤廃しても生き残れるのではないかといわれることがありますけれども、それは一部上位の等級のものでありまして、上位

等級だけを生産している農家は余りいないということ、結局、肉用牛経営に大きな影響が及ぶおそれがあるのではないかとご心配されています。生産の減少額としては二、五〇〇億円が見込まれています。

次に、乳製品はほぼ全量が豪州産に置きかわり、北海道の加工原料乳の需要が激減し、行き場を失った北海道産の生乳が飲用向けに転換されまして、それが都府県にも流入して、その結果、都府県の酪農経営に打撃が及ぶという考え方でございまして、減少額としては二、九〇〇億円が見込まれます。

それから、小麦につきましては、豪州産の小麦は非常に品質が高く用途も競合すること、マークアップを廃止することになりますと、国産品は価格的に太刀打ちができず激減が予想されます。結果として、北海道の畑作、それから、都府県の転作小麦に大きな影響が及ぶということで、減少額は一、二〇〇億円と見込まれます。

砂糖については、これも品質面で国産が有利というところは全くないわけでごさいます。国産糖の全量が豪州産に置きかわられ、その結果、てん菜を生産しております北海道の畑作地域、サトウキビを生産しております鹿児島県の南西諸島や沖縄県の農業に大きな影響が及び、また北海道、鹿児島県の南西諸島、沖縄には国産糖

メーカーがございませうけれども、その国産糖メーカーにも影響が及ぶおそれがあるということでございませう。国内生産の減少額は一、三〇〇億円が見込まれませう。

以上四品目の合計で約八、〇〇〇億円となりませう。

この影響を回避する観点で、これら四品目につきまして豪州産と国産の市場価格を均衡させるために財政支出を行うということをお考えの場合、四品目で合計四、三〇〇億円が必要になると試算されませう。

ただ、豪州産のものと価格を均衡させる観点で財政負担を行っても、小麦粉とか精製糖の関税も撤廃することになりませうと、製粉業や精製糖業といった加工業にも影響が及ぶことになりませう。さらに、価格を均衡させれば国産品が選好されるかということ、必ずしもそうではなくて、安定的に大量に供給できるということになりませうと輸入品を選好するということも十分あり得ませうので、場合によっては在庫化、あるいは廃棄といった影響も出てくるだろうと思われませう。

このようなことを考えませうと、直接的な農業への影響ということに加えて、例えば北海道のてん菜の生産が激減すれば、てん菜だけをつくっている農家はほとんどなくて、北海道ではてん菜を含め輪作でやっておりますので、ほかの輪作物へも影響があり、あるいは乳業ですとか、糖業ですとか、そういう地域経済への影響もある

だろうということになりませう。

さらに、食料自給率への影響もあると考えられませう。以上は、これら四品目について仮に関税撤廃を行えば、このようなことが考えられるということをお試算したものでございませう。

豪州のEPA・FTA

次に、豪州がほかの国とどういうEPA、FTAを締結しているのか、交渉しているのかということについて説明いたします。

まずニュージーランド、シンガポールとはすべての物品の関税を撤廃しております。ニュージーランドは隣国で非常に関係の深い国であり、シンガポールは日本ともEPAを結んでおりますけれども、物品の関税は撤廃するということを基本にしておりますので、こういう合意になるのだろうと思われませう。

次のタイ、米国というのが興味深いところでございませう。タイもかなりの農業国、米国はいうまでもございませうが、これらとEPAを結んでおります。その際にどういうことを措置したかということですが、タイにつきましましては乳製品は関税割り当てを拡大していきまして、二〇二五年までに撤廃をするということになりませう。それから牛肉、豚肉につきましては、二〇二〇年ま

でに関税撤廃することになっております。これはタイにとってセンシティブ品目なわけですが、長期間とっておりますけれども、いずれは関税撤廃することになっております。

それから、米国については、まず米国側の砂糖は現状維持ということになっております。砂糖だけは、現行の関税割り当て措置をそのまま維持することになりまし。あと焦点となった乳製品、それから牛肉ですが、乳製品につきましては、品目によってですけれども、関税割り当てを拡大するか、または無税枠を新設するというやり方で、解決を図っております。牛肉につきましては関税割り当てを拡大する、あるいは無税枠を新設するということですけれども、これらは協定発効の一八年後には撤廃をするということで、いずれは関税は撤廃するという決着になっていきます。たばこ、綿、ピーナッツ、アボカドというのと同様に措置したようです。

全く現行措置の維持のままとなったのは米国の砂糖のみということ、各国に対してはかなり強い態度で交渉したということが、うかがわれるわけでございます。このように、これまで豪州がやってきたFTA、EPAの中身をみましても、交渉については非常に強い姿勢で出てくるのではないかと考えられるわけでございます。

日豪EPAをめぐる動き

そこで日豪EPAをめぐりまして、これまでどういう動きがあったかということを整理してご説明したいと思います。

まず、二〇〇五年四月ですけれども、豪州との政府間共同研究の開始を小泉前総理とハワード首相との間で合意をしております。政府間の共同研究を平成一七年一月から五回にわたって行いまして、昨年一二月に共同研究の報告書を取りまとめております。

共同研究の報告書には「物品の貿易」というところがございます。そして、そこで「研究的には、『段階的削減』のみならず『除外』及び『再協議』を含むすべての柔軟性の選択肢が、交渉において使い得るべきであることに合意した」と書いてございます。センシティブな品目について関税撤廃ではない柔軟性をもった対応をするという場合に、先ほどタイのところでご説明したように、長い期間かけて関税を撤廃していくという段階的削減という措置が考えられるわけでございますけれども、そのみならず除外、つまり関税撤廃の対象から除外してしまう。それから再協議、これは決着を先送りして、その間は現行の措置が継続され、また改めて協議をするということでございますが、そういう除外とか再協議も含めすべての

柔軟性の選択肢が交渉において使い得るということに合意をしたわけでございます。

同じことが報告書の結論の部分にもあります。「研究会は、双方のセンシティブティーに配慮してEPA/FTAを交渉することが可能との結論に達した。日豪EPA/FTA交渉が開始される場合には、その交渉は以下によるべきである」となっておりまして、「交渉は、あらゆる品目と課題が取り上げられ、また、『段階的削減』のみならず『除外』及び『再協議』を含むすべての柔軟性の選択肢が用いられるものとして開始される」というふうで、報告書がとりまとめられました。

それがまとまるのは同時期に、衆参両院におきまして、それぞれ農林水産委員会で全会一致で決議が採択されております。そのポイントを申しあげますと、「①米、小麦、牛肉、乳製品、砂糖などの重要品目が、除外または再協議の対象となるよう、政府一体となって全力で交渉すること。②WTO交渉や、米国、カナダ等との間の農林水産物貿易に与える影響について十分留意すること。③交渉期限を定めず粘り強く交渉すること。重要品目の柔軟性について十分な配慮が得られない場合は、交渉の継続について中断も含め厳しい判断をもって臨むこと。④国内農林水産業の構造改革の努力を加速し、国際

競争力の強化につながるよう全力を挙げるとともに、交渉の帰趨いかなんでは、国内農林水産業、関連産業及び地域経済に及ぼす影響が甚大であることを十分に踏まえて、政府を挙げて対応すること」という内容になっております。

こうした経緯を経まして、二〇〇六年一月二二日、日豪首脳会談で、二〇〇七年から交渉を開始するということが合意されました。その会談において安倍総理から、「交渉に当たっては、センシティブティーに十分配慮し、特に日本にとっての農業等の重要性を認識しながら、相互利益の実現を目指す考えである」という言及があったというところでございます。

そして、先ほど申しましたように第一回の交渉会合は二〇〇七年四月二三、二四日にキャンベラで行われます。これから交渉が始まるわけですが、相当にハードな交渉になると思っております。我々は、日豪政府間の共同研究の報告書で「除外」及び「再協議」を含めすべての柔軟性の選択肢が用いられ得るということがとりまとめで入ったということを、いわば土台、足がかりにしまして、衆参両院の決議の趣旨に即して、「守るべきものは守る」という方針で臨むこととして臨むわけでございませう。こういう取り組みの方向につきまして、農業関係者の方々のみならず、幅広く国民の皆様にもご理解いただ

いて、しっかりと交渉に取り組んでいきたいと考えております。

以上が私からの説明でございます。

これまでのEPAの影響

司会 ありがとうございます。

それでは、質疑応答に移りたいと思うのですが、最初に何かテクニカルな小さいことで確認しておきたいというような事柄がありましたらお願いいたします。——よろしいですか。

次に、一番最初の日豪EPA以外の部分といたしましうか。これまでのEPA、FTAを締結した状況、あるいは中断ということがありますが、この点について少し質疑応答をやりたいと思うのです。例えば農産物の貿易等に関して、これまで農産物の輸出に関して問題になったというのは、メキシコの豚とかはありましたけれども、発効してからまだ日が浅いということもあります。日本への影響を含め、これまでのFTAについて、どのように総括されているかということをお話しいただけますか。

三浦 我が国が締結したEPAのうちシンガポールは発

効して大分日がたっておりますが、農産物については、そもそも実行税率がゼロのものだけを関税撤廃として除去することにいたしましたから、ほとんど影響はないと思われます。

メキシコについては、二〇〇五年に発効してから若干の期間がたっております。これについて数値をみますと、貿易全体は確かに双方向でふえている。農林水産物の貿易も、少なくとも、日本への輸入はふえております。

ただ、内訳をみますと、EPAで関税を撤廃した品目のきなみふえているかというと、そうでもなくて、例えば牛肉、それから牛の舌とか内臓の輸入が最も大きな伸びを示しております。これはEPAの影響ではなくて、アメリカからの牛肉ないし舌とか内臓の輸入がとまったことの影響が大きいのだろうとみております。一方で関税の撤廃とか削減をした品目は、その中でふえているものもあります。減っているものもあります。たしかメロンとかがそうだったと思いますけれども、関税の撤廃、削減をEPAでやったけれども、むしろその前と比較して減っているというのがあります。関税がどうなるかということだけで輸入の動向というのが決まるわけではなくて、国内の需要の状況、あるいは他の輸出国の状況、それから為替の問題とか、いろいろな要素が貿易の動向に作用してくるのだろうと思います。

したがって、関税をEPAで下げたからどうかということについては一概にはいいがたいところがあって、動向を注視していく必要があるだろうと思っております。

司会 ありがとうございます。

メキシコの場合、豚肉について随分生産者が危惧をもって向こうに行ったりということがあったのですが、実際に輸出できるのは米系の一、二社ぐらいしかないのではないかというお話もあって、結果的には若干ふえたけれども、それほど輸出余力もないということで考えてよろしいでしょうか。

三浦 豚肉は、ふえてはいます。ただ、問題になるほどふえてるということではないですね。少なくとも、現時点ではそういう状況です。

司会 いかがでしょうか。日豪以外の、これまでのEPA、FTAについて特によろしいですか。

日豪EPAのねらい

それでは、きょうの本題である日豪のEPAに移りたいと思いますが、どなたか口火を切る方はいらっしゃいませんか。——よろしいですか。

日豪については、先ほどご説明ありましたように、昨年一二月に日豪経済関係強化のための共同研究の最終報告書というのが出まして、その中のご説明も少しありま

したけれども、これを読ませていただいて、率直にいうと日豪で今、何をねらってEPAを結ぶ必要があるのだろうかというのが余りよくわからないということがあったんです。特に結論としては結んだ方がいいとなっていないんですが、結ぶことによってどういうことをねらっているのかということが余りよくわからない。

例えば、オーストラリアの方からいいますと、日本と豪州との関係というのは、先ほどご説明があったように非常にいい関係にありまして、しかもオーストラリアがずっと出超を続けておりまして、圧倒的に多くの輸出品を日本に輸出していることであります。牛肉については、もうアメリカがとまったという関係で、ほぼ一〇〇%を占めているような状況です。これは見解の相違かもしれないけれども、オーストラリア側が日本においてシェアを伸ばすというのは、非常に難しい状況にあるだろうと思ってもいいんです。

例えば、日本側の非常な関心事項である鉱物資源等については、基本的には関税ゼロになっているのではないのでしょうか。ですから、EPAを結ぶということによって、そこが大きく日本側に有利という状況にはならないのではないかと。日本側が今財界を中心として日豪EPAに非常に熱心になっていることも余りよくわからないので、逆に教えていただきたいという面があるのです。ど

うも資源ブームによって、特に中国との関係で、将来、資源をきちんと輸入できなくなるのではないかと、この紧迫感というか、強迫観念というものがあって、何か手を打たなくちゃいけないんじゃないかというような、そういう意向が働いているのかなと思います。

研究の最終報告書の中に、何ができるかということが書いてあったと思うんですけども、食料の安定供給の確保ですとか、それから鉱物及びエネルギーにおける供給の安定確保という項目で、特にエネルギーについては、これまでのFTAについては特別な章を設けていないけれども、日豪については、この問題は特別な注意に値することに留意したというふうにただし書きが書いてあるわけですね。

その中で、FTA、EPAによってできることというのは市場の役割を強化する規定。例えば、輸出や輸入の制限を防止することですとか、投資の自由化の問題、透明性を高める等々、これは食料についても同じ形で書いてあるんです。この程度といましようか、こういうところが鉱物資源を安定的に確保することにおいて、それほど有効になるのかなという疑問をもっておりまして、その辺はちょっと過誤があるんじゃないかと考えているんです。何か食料とは別の意向が非常に強く働いているということはないんでしょうか。

三浦 まず、なぜ日豪EPAの締結を目指すかというねらいですね。それは我が国の方からみた場合ということになるわけですけども、一言でいうと、外交上、経済上の観点から総合的に勘案して交渉入りをするにしたらということですね。今、先生がおっしゃいましたように、経済上の観点でいわれておりますのは、特に中国が急成長してきているという中で、エネルギー資源の需要増という構造がみられる。特に中国が相当な力を發揮してきているということに対抗して、今までずっと長い間、最も安定的な供給先であった豪州との経済の連携関係をより強化しておきたいということが一ついわれております。おっしゃるとおり、先ほどご説明した石炭にしろ、鉄鉱にしろ、液化天然ガスにしろ、関税はゼロなので、日本側が関税を撤廃することによって豪州から入りやすくなるという直接の効果はないと思います。したがって、関係の強化というような、やや間接的な形になるわけですけども、そういうことがいわれています。

あと、豪州側の関税というのはおおむね低いんですけども、豪州側の関税を下げさせて日本から輸出していくことがふえるかという着眼点があるかと思えます。これは関係の方々からすると、自動車なり電化製品を輸出する場合、おおむね関税5%ないし10%ぐらいなんですけれども、そういう水準だったとしても、関税を下げ

させることには意味があるというふうにいわれております。人口はたしか二、〇〇〇万人ぐらいですが、それであっても重要な市場であるというふうにいわれております。経済上のねらいとしては、資源の安定供給という面。

それから、市場としても重要な面がある。その二つの面がいわれているということでございます。

さらに、お話のございました資源の安定供給。これは食料のところでも似たようなことが書いてございますけれども、EPAによって安定供給ということがどれだけ確保されることになるのか。確保という言葉の概念は広うございますけれども、それが具体的に保障されるのかということを考えますと、そもそも資源にしろ、食料にしろ、貿易は商業ベース、民間の企業が行っているというものですから、政府間のEPA協定で約束ができるということは限りがあるわけでございます。安定的な供給が保障できるような具体的な規定を設けるのは、おそらく難しいのではないかと考えられます。

ただ、そういう中ではありますけれども、政府間の協定で、将来にわたって輸出規制を行わないですとか、あるいはエネルギー資源関係ですと、お互いに投資を自由化して、日本から豪州に投資をすることによって日本に資源が入りやすくするですとか、あるいは協議のメカニズムというのでしょうか、話し合いの場を協定を根拠と

して設けるような、そういう規定が設けられれば、安定供給の確保にプラスになるであろうということがいわれております。

食料の方は、先生方ご案内のとおり、資源エネルギーのように日本でほとんど自給できずに輸入に頼っているものは違う面があります。国産で賄うというのが基本で、賄えないものを輸入する、それと備蓄を組み合わせて安定供給の確保を図るという基本法の規定がございますから、これが大原則でございますので、そこはかなり違うのですけれども、輸入の部分というところに限って言えば、安定的な輸入を確保するということは必要です。一方で多元化も図らなければいけないので、ここもまたもう一つ違う面がありますけれども、豪州という大供給先からの安定的な供給を図るという面で、やや間接的になります。輸出規制の禁止ですとか、協議のメカニズムの設定というのでしょうか、そのようなことが規定できれば、安定的な供給にプラスになるであろう、そういうことを検討することは、少なくとも意義があるだろうということが、共同研究に書かれているということでございます。

これまでのFTA/EPAとの違い

神山 メキシコとの自由貿易協定の場合が一番わかりや



神山 安雄氏

すかったんです。電機電子産業とか自動車産業にとって、メキシコが北米自由貿易協定（NAFTA）に入ってから、メキシコが北米自由貿易協定（NAFTA）に入ってから、メキシコの間にも自由貿易協定を結んでいった。メキシコの保税加工制度との絡みで、日本側の進出している電機電子産業、それから自動車産業というのはおくれをとっちゃった。それはEPAなりFTAを結んでいくことによって電機電子、自動車産業が従来からの利益を確保し得るといふふうな形でみえていたと思うんです。ところが、今回の日豪というのは、エネルギーの安定供給の確保ということをいわれても、どうしてもみえないんです。それから、食料の安定供給の確保というのも、一国に輸入先を集中しちゃうような形になってくると、食料安定供給の確保にならないんじゃないかと思えますし、ねらいというのがかなり抽象的な構図というんですか。対中国なりアジア太平洋なりの、そういう戦略上の

問題みたいなところがかなり前面に出ちゃってる。そういうEPAなんじゃないかなという感じがしまして、もう性格が違っ

てきちゃってる。そういう理解でいいんでしょうかね。

三浦 おおむねそういう面があるだろうという印象を受けております。メキシコのとくにいろいろいわれたようなことは、今回の日豪関係では出てきておりません。第三国と豪州がEPAを結ぶ場合に、日本が結ばなかった場合は、それだけ不利益になるということはいえませんが、それによる損失ということを前面に立てた立論というのはあまりみられないのではないかと思います。

それから、食料の安定供給のところでのお話につきましては、先ほど一言触れましたけれども、多元化というのが重要です。世界的にも食料の輸出というのは幾つかの国が相当部分を占めているという構造ですが、そういうところに頼っていると何かあったとき問題であるという観点は非常に重要で、多元化していくということを確保していかなければいけないということは、これは食料・農業・農村基本計画の中にも書かれていたと思えます。まさに豪州とのEPAによって、豪州から重要な農産物がどっとふえて入るようになって、豪州への依存がますます高まるということが起こると、それはうまくない、適当でないだろうということは頭に入れて、そういう考えで取り組んでいかなければいけないだろうと思えます。

それと、やや抽象的な戦略的な関係の強化という意味



矢坂 雅充氏

合いが強いEPAなのではないかという点は、ご指摘のとおりで、日豪EPAをなぜ結ぶのかという理由として出てくる一つ目のフレーズは、両国の戦略的関係の強化に資するということです。豪州を戦略的なパートナーとして位置づけ、その関係の強化を図るのだということ。外交上、アジアなり、その延長のエリアで基本的な価値観を共有している国である、今の国際情勢の中で、豪州はイラクへの派遣の問題とか、あるいは北朝鮮の問題とか、いろいろな場面で日本と共同歩調をとることが多いということを踏まえてのことだろうと思いますけれども、地域的、あるいは国際的な安全保障という面で、協力できる相手である、ということがいわれるわけでございます。

その上で、経済上は先ほど申し上げた二点、エネルギー、地下鉱物の確保ということ、それから、自動車、電化製品などの市場としての位置づけがあげられます。関税に着目しては、メキシコのときのようにEPAを結ばないと大損害

が発生するんだということを声高にいう人は余りいないと思います。そういうことが今回の豪州のEPAの特徴であろうと思います。

矢坂 世界各地で成立してきたEPA・FTAについては事細かには承知していませんが、こういう抽象的な連携強化を目標としたEPAというのは、ほかにもあるのでしょうか。これはかなり特殊なんでしょうか。

三浦 まず、我が国がこれまでやってきたEPAとはかなり違うものだと思います。世界のEPA・FTAのすべてを承知しているわけではありませんけれども、例えばアメリカが結んできたFTAというのは、かなりの程度、政治的な意味合いのあるものがみられます。例えばヨルダンとかイスラエルといった国とのFTAというのは結んできておりますが、これは経済的なメリットがあるからということよりも、国際政治戦略上の狙いで結んだのではないかといわれています。NAFTAなどは、違う面もあって経済関係というのも強いと思いますが、アメリカは国際政治的な視点でFTAを進めていった傾向はあったと思います。

農業関税が焦点

佐伯 確認の意味でちょっとお伺いしたい。EPA交渉の場合、関税以外に経済的・社会的ないろいろな問題が



佐伯 尚美氏

射程に入りますね。今お話を伺ったのは関税問題、特に日本の農業関税の話で、そこが一つの焦点になることはつきりしている。それ以外に双方の国について関税問題があるのかどうか、日本もそうですし、あるいは豪州もそうですけど、日本の農業関税以外に焦点になる問題があるのかどうかというのが一つです。

もう一つは、関税以外の資本移動でも、あるいは制度的な問題でも、具体的な経済制度なり政策なりについて何らかの焦点になるような問題、具体的なイシューというのは出てきそうなのかどうか。

三浦 まず関税の方ですけれども、オーストラリアとの関係でいいますと、農産物でいいますと品目で七割が無税です。三割ぐらいの品目に関税がありますけれども、これも四〜五%という関税で、もはや低い水準にあります。

したがいました、特に先ほどの貿易の構造と両方相まって考えますと、我が国から豪州に農産物を輸出したと、それで関

税を下げさせるということはもちろん考えていかなければいけませんけれども、程度には極めて大きな差があるということだろうと思います。

佐伯 非農業ではどうでしょうか。何か問題になりそうなものがありますか。

三浦 非農業も非常に低い。これはお互いに低いんだと思います。

佐伯 そうでしようね。

三浦 したがって、非農業分野で関税が前面に出るといふことは余りなさそうです。

佐伯 要するに、焦点は日本の農業関税だけです。

三浦 基本的にそうだと思います。非鉄金属のたぐいで、若干我が国にもセンシティブなものがあるということもいわれております。それから豪州側からすれば、五%ないし一〇%程度の関税をかけている自動車については、日本の自動車産業を考えた場合には、彼らにとっても日本は手ごわい相手であると思っている面はあるようでございますが、佐伯先生がおっしゃるように、日本の農産物ほどイシューとして重いということはないと思います。

司会 ちょっと途中で済みません。最終報告の中にこういう表現があるんですが、日本からオーストラリアに輸出される物品の七〇%以上、またはオーストラリアから

日本に輸出される物品のおよそ二〇％に関税がかけられているというところで、むしろオーストラリア側の方が関税をかけているものは多いと。

三浦 そうですね。

司会 ただし、オーストラリアの実行関税率の単純平均は三・五％に対して、日本は七・一％であるという言い方ですか。

三浦 関税がかかっている品目は、農産物は少ないですけれどもあるそうですね。ただ今、ご指摘があったとおり水準は低いということだと思います。

佐伯先生のお話しのもう一点、経済制度、政策という面でEPAの中で何か問題になってくるものがあるかということですが、共同研究報告の中では、一応EPAに上がってくる項目は満遍なく取り上げられてはいるんですけども、少なくとも、農林水産分野ということに関していえば、やはり関税が最大の問題で、それ以外の問題もあり得ると思いますけれども、程度には相当な違いがあるだろうと思います。

佐伯 つまり、単純化しちゃうえば、農業関税が具体的に非常に大きなイシューだけど、それ以外は、いわば将来の問題なり抽象的な理念の問題だということになりますか。

三浦 共同研究でも一番時間がかかり、書き方でもめた

のは農業分野の市場アクセスの部分です。そのほかのところは割とスムーズに進んだというふうに受けとめております。

佐伯 それに農産物といっても今回の交渉の焦点は日本にとってはメインな農産物で、肉でも小麦もそうです。それが、今度の交渉の結果いかんで、例えばアメリカからオーストラリアに転換するとか、そんなことにはなりそうにもない。仮に一時的にそうなってもアメリカが同じことを要求して、恐らくそれは拒否できないから、結果的にはますます全体として食料の国外依存度が高まり、自給率が低下する。そういう意味では、非常に不安定さが増大するんじゃないか。

三浦 そういうふうにならないように頑張らなければいけないと思っています。

輸出規制・外資規制問題

司会 この中にある輸出を制限するというのは、例えばオーストラリアに輸出制限できるという法律はあるんですか。アメリカの問題はいろいろいわれたんですけども……。

三浦 今あるということを書いておくことではないと思います。

馬場 私も承知していません。ただ、今いろいろな問

題で、これは一つの例でしょうけど、港湾ストライキとかで輸送できなくなるとか、そういったことに対して、いかに制限が加わらないような方法を両国で考えていくことができるか。これは一つの例ですけども、食料供給の安定化を図るに当たっているいろいろな障害が考えられると思うんですね。それをどう両国で議論して取り除いていくことができるか。どこまで制度にできるかどうかというのがあります。

司会 そうすると、例えば港湾ストの問題なんというのは政府が関与できる、できないということとちょっと難しい。アメリカのような形で、梶井先生が随分前に問題にされていきましたけれども、農産物の輸出を禁止できる措置というんでしょうか、法律的にそういうものがあれば問題になるんでしょうか。あと投資についても基本的にはかなり自由化されているので、農業分野を含めてそれほど規制ということはないということですか。

三浦 投資については審査の基準があります。

馬場 五、〇〇〇万豪ドルを超えるものについては事前審査が必要であるとか一定の基準がありまして、例えば豪米のFTAでは、その基準額を引き上げて、ある程度の規模の投資であっても事前審査は要らないとか、そういったことを豪米FTAではやっています。豪州側は共同研究報告書の中にも書いていますが、そういったこと

も日本に対して議論する余地があるということになっているんです。

ただ、食品産業や農業関係ではフィードロットとかで投資が行われていますけれども、この基準には満たないんですね。特に農業関連産業にとってはメリットはないかなと思います。

司会 外資規制はありますけれども、豪州の方は、基本的にはジョイントでいくと、今ほとんど問題になってないはずなんです。外資はありますけれども。

先ほどの自動車産業の輸出ということで関税率の問題がありましたけれども、自動車産業というのは、オーストラリアの中では一番保護された分野ですよ。それを今、どんな保護を撤廃してきたて商用車では五%乗用車では一〇%になってしまったんですが、逆に、そのことが現地の自動車工業にとって死活問題になってきている。現地の自動車工業というのは、実は日系が二社と米系が二社である。だから、関税を下げることによって日本からどんどんトヨタ車が輸出されていったら、現地のトヨタの方は困る関係にあるんじゃないかと。そんなことを我々が心配することはないかもしれませぬけれども（笑声）、そうすると、関税を何とか引き下げて、日本の車の輸出をふやそうというのも実は余りよくわからないですよ。

ですから、私も短期的なEPAとしてできること、ねらうという点と、それから長期的な戦略的な点というところで区別して考える必要があるだろうと思っております。まず短期的なEPAとして具体的に何が問題になってくるだろうということというところ、関税の問題ということが大きくあるんだと思うんですけども、それについても本当にどこまでシェアが伸びるのかという問題があると思うんです。

FTAとWTOの関係

長期的な観点からいうと、オーストラリアでは、当初はFTAというものをずっと反対していたわけですよ。つまり、WTOというマルチでいかなくちやいな後ろから牽制するという形である程度成功してきた。それがうまくいかなかったので、どうしようかという点があったと思うんです。

ですから、今のEPAというのは、戦略的にいうとEPAをいろいろなところで結んで、最終的にはWTOと同じような形にしようという戦略を一応とっているのかなと思うんですが、それが本當にうまくいくかどうかという問題。特にオーストラリアのような小さい国は、米豪とのFTAは、完全にアメリカに抑え込まれていたん

じゃないかというふうに私は思っているんですね。余りオーストラリアに利するような結果になっていなかったんじゃないかという面があります。

もう一つは、長期的な観点からEPAを結んで最終的にはWTOという戦略に、残念ながら日本が乗ってしまったという感じを受けているんですよ。それが特に財界の中国脅威というところから、何か巻き込まれてしまったんじゃないのかなという感じで、これはなかなかコメントいただくようにはならないかもしれませんけれども……（笑声）。

佐伯 余り単純化しちやいかんのかも लेकिन、今回の交渉の発端は日本が言い出しっぺですか。

司会 違います。

三浦 それは豪州です。

司会 もちろん豪州です。

佐伯 向こうでしょうね。

司会 だから、それに乗ってしまったというのがなぜなのかということというところ、資源問題というふうなことなのかなと。

三浦 今、短期的な観点、長期的な観点というお話がございしましたが、短期的には、繰り返すになりますけれども、豪州がいろいろな国とEPA、FTAを結んでいく中で、それを日本が締結しないと、自動車なり電子機器

の輸出において不利な立場に置かれるということがいわれています。豪州国内にある日本系の企業と、日本本国から入っていくものとの競争という論点もあろうかと思うのですけれども、アメリカとか、そういう第三国との競争という点では、日本が不利になるのをできるだけ抑えたいということがいわれております。

長期的な点では、お話しのとおり豪州はWTO指向の最も強い国で、ケアンズグループのリーダーとしてかなり強い主張をずっとしてきましたけれども、なかなかそういう方向に行かないでいるうちにFTAがあちこちできてきている。そういう中で、今のハワード政権になつてから特にFTA推進の方に舵を切ったような感じはあります。もちろんWTOは大事であるということは言い続けていますけれども、実際は最近、WTOの方でも、私、WTO担当ではありませんが、傍でみておりますと、ケアンズの位置づけはかなり弱くなってきているように思います。しきりにEPA、FTAということ強くいつてきています。果たしてFTA、EPAを積み上げていつてきたWTOの方に、その積み上げをベースに再度舵を切ってくるかどうか、これはわかりません。

日本の農産物の輸出問題

矢坂 日本の食品企業が食肉や乳製品などをオーストラ

リアに輸出しようとしても、検疫等で認められないという議論を以前聞いたことがあります。そういう日本側の要求というのは、今回は特に問題にはなっていないですか。

三浦 検疫が非常に厳しい国なので、お話の検疫の問題はあります。

ただ、これはちょっと難しいところがあって、検疫は基本的には科学的な知見でもって、専門家が十分検証しながら解決していく問題だという位置づけで、EPAという枠組みにどこまで乗るのかという点が一つあります。特に個別品目について相手方の検疫の条件を科学的にみて妥当な線よりかなりきついものがあれば緩和させるとか、改善を図るような話があるとするれば、それはEPAとは別の枠組みで専門家が協議すべきだということになるのが一般的だと思います。

もっとも、検疫の話の情報交換する場を設けましょうとか、そういう枠組みのような形でEPAに取り込んでいく例もありますので、少なくとも、EPAの交渉ということを契機として豪州側と何らかの形で検疫の問題について提起をして、議論をしていくということは考えべき話だろうと思っております。

矢坂 具体的に、そういう要請や意見も出てはいるんですか。

三浦 豪州側の検疫がきつくて、それを緩和していくべきだという議論はありますが、何か物を特定してEPA交渉の中で協議してほしいということが、このEPA交渉をきっかけに出ているということではないと思います。

司会 この報告書の中のシミュレーションで、日本からの農産物輸出がふえるというふうになしか書いてあったように思うんです。詳しいことは何もわからないんですが、どういうことで何がふえるとか、そこまでは言及されていませんか。

三浦 今回の共同研究に出ていますのは、実は一つ前に共同研究をやったもののさわりの紹介という感じが出ております。一つ前の日豪貿易経済枠組みというものに基づいて共同研究の結果が出ておまして、平成一七年四月に公表されております。

この中でみますと、日本側と豪州側、それぞれ別のモデルを使って回して出てきた答えを、それぞれ並べたという内容になっています。日本側はGTPAモデル、豪州側はAPG-CUBEDモデル。日本側は全体均衡の静態モデル、豪州側は全体均衡の動態モデルを用いてそれぞれやってみたということです。

その結果として豪州側がいらっているのは、農業・食品というトータルでしか出てこないんですけれども、これ

の輸出が大幅に増加するということです。

司会 農業・食品ですか。

三浦 農業・食品全体です。豪州側の分析では農業・食品と一くくりにして、それ以上の分類はなされていません。同じときにやった日本側の分析では、穀物や乳製品の輸出が二〜三倍ふえるという結果になっています。

ただ、ベースが物すごく小さいですから、ほんの少しふえるだけで二倍、三倍ということになって、豪州側のベースが物すごく大きいですから比較にならないのだと思います。

司会 日本側のモデルにおいても、日本からの輸出がふえると。

三浦 そうです。日本から豪州への輸出がふえる。

司会 穀物というのは、どういうものですか。

三浦 米麦ですね。米麦一くくりです。

司会 コシヒカリとか、そういう話ですかね。品質が違うとか、日本人向けにという話なんですかね。

三浦 そういう実態を勘案したというよりも、いろいろな前提を置いてコンピュータで回してみたところ、こういう結果が出ましたということなので、それが実態に合っているのかどうかというのは、実際からするとかなり疑問符がつくのです。

お話があったことをきっかけに付言しますと、先ほど

農林水産省が豪州に対して、牛肉、乳製品、砂糖、小麦の関税を撤廃した場合に影響がこれだけあるということを示したり、あるいはすべての国に関税を全部撤廃した場合、こうなるということを示したりしましたけれども、これはそれぞれの品目をとらえて、実際にどこが競合するか、競合によって国産品が食われてしまうのはどこかということを見まして、もちろんこれも試算ですが、そのとおりになるかどうかわからないのですけれども、なるべく実態を踏えて影響を出してみようという意識が働いております。

一つ前の共同研究でやった結果というのは、私も専門ではないのでわからないところがあるんですけども、前提がやや現実離れしているところもあって、例えば関税を撤廃することによって、日本国内の生産性も向上するということを織り込んだり、特に価格が下がる分、需要が増大するというふうに見ているところがあります。例えば砂糖など、価格が下がって需要が増大するかというのは非常に疑問があると思うんです。そういう前提に立っているということがあって、全体の傾向を眺めるときに一定の前提をもってみれば意味のあるものだと思うんですけども、それでもって個々の業種、品目への影響があるかというのはいささか無理があるのではないかと思ひまして、そういうこともあって独自に別途の

試算をしてみたということでございます。

例えば関税撤廃で輸入価格が下がると、畜産なら畜産の生産性が向上して国際競争力が増すのであるという前提ですね。ところが、価格差を生産性向上で埋められるかというところ、とても埋められない。そうすると、競合する肉を生産している部門のところには大きな影響が及ぶと思うのですが、その辺がこのモデルでは出てこないという問題があります。

馬場 最終報告書には、結局、こういう分野別とか細かな分析結果は載せないで、GDPとか、そういうものだけにしています。

三浦 正確ではないかもしれませんが、例えば先ほど日本から豪州への穀物の輸出が増えると思いましたが、実際に輸出している実績があるのは、二〇〇四年の実績で二〇万円ということですが（笑声）。これが二倍もふえても、わずか四〇万円ふえるだけの話で、これでもって日本の輸出がふえるからいいじゃないかと豪州にいわれても、ちょっと待ってくださいということになると思います。

司会 最終報告書に、農産物の輸出がふえるということふうなたしか書いてあったように思いましたが、それは違ひますかね。

三浦 定性的な記述だったと思います。

司会 今探し切れませんが、何かそんなことがあるんです。

三浦 確かにモデルの結果とは切り離して考えますと、豪州側の関税撤廃をさせれば輸出促進に資するというこ

司会 この最終報告書というのは両国がせめぎ合いして、これを入れる、これを入れないというふうな形でできたと思うんですね。だから、当然センシティブ品目についてとか、日本側の主張もいろいろ盛り込まれてい

三浦 はい。

司会 そういう中で、オーストラリア側が農産物がふえるよというのを押し込んだんじゃないかなと思うんですね。でも（笑声）。

馬場 少なくとも、具体的な数字は入っていないです。

司会 入ってないですね。

三浦 我が方からしても、一方で輸出促進というのを一つの政策課題にしているという面もあるんですけど、も、おっしゃるような程度の差というのからしますと、だから豪州側からの輸出がふえるようにしろといわれても、もともと大きな差があるのですから……

司会 もちろん、そうですね。

三浦 それを勘案すべきだということは、いわないとい

けないと思います。

米への影響

司会 お米については、きょうはご紹介いただくかなかったんですが、これも関税の問題でどのくらい影響があるかということは試算されていらっしゃるんですね。

三浦 この際の試算ではやりませんでした。ただ、ご紹介しました二月に行った全体的な試算の方では米も含めて試算しております。

司会 これはどのくらいということが、もしも具体的に数値等ありましたらご紹介いただけますか。

三浦 農水省のウェブサイト、ホームページにも掲載している資料がございまして、そこに試算というのがござ

神山 ①、②というのがあって、①低価格指向の需要を

中心に置きかわった場合が八、四一〇億円ですか。②全体というのが一兆八、〇〇〇億円。

三浦 本文には書いてございませんが、別紙の方ですね。

神山 ええ。

三浦 確かに、米についてのシナリオが二つあって、当面の影響ということで外食、中食、加工用の低価格指向の需要を中心に置きかわるといふふうに見込まれるのが生産減少額で八、四一〇億円、生産減少率四二％という

計算が出ております。それから、最終的には一部のこだわりのある需要、農家の自家消費、その需要分を残してほとんど置きかわるとみるということで、九割減少して、減少額一兆八、二〇〇億円強というような試算が出ております。

佐伯 米の場合、国家貿易がなくなるという前提で書くんですか。計算する場合。

三浦 そうです。

佐伯 マークアップのところは、それは二次税率と考えると、それがなくなるといっわけですね。

三浦 おっしゃるとおりです。一切合財みんななくすという前提で。

佐伯 要するに、国家貿易制度は、全部なくなっちゃって完全にフリーになる、そういう想定ですね。

三浦 はい。

司会 これは豪州だけではなくて全体ですよ。

三浦 全体です。一二月にやった豪州のものでは計算しておりません。輸入額が多い四品目をとって計算しています。この四品目だけで、こういう影響がありますよということ非常に短時間の中で試算したというものです。その後少し時間をかけて、全部撤廃しようという議論を仮に通したらどうなるかを試算したということですね。

佐伯 完全自由化みたいな形ですね。

三浦 そうです。

司会 豪州では全部つくったとしても米は一〇〇何十万トンしかないわけですから、それで代替するということが無理ですし、昨年のように大干ばつということではなく、むしろ豪州に依存度を高めることが、本当に食料安全保障上、いいのかどうかという議論が多分出てきているんじゃないかと思うんですね。生産が不安定な国という印象が深まってきているということですね。

神山 生産量が少ないから全部置きかわるわけはないと。それから干ばつ被害が起こったり、生産が不安定なんで安定的に供給してくることはないから、関税を撤廃してもいいじゃないかという議論が片方にあるわけじゃないですか。

佐伯 そういう議論があるのですか

神山 あるんですよ。

司会 余り影響はないと。

神山 はい。

司会 だから、そうじゃなくて、これは日豪の安定的な供給に資するという意味でいうと、全くそうならないという言い方もできるわけで、逆に日本の国産自給基盤が揺らいでしまったら、非常に危ないという言い方もできるわけですよ。

神山 WTOの交渉との関係になると思うんですけど、

対豪州はすべて重要品目じゃないですか。WTO交渉の重要品目の数がどれくらい確保できるかによって大きく変わってきます。これでやっていると、まず米と乳製品と、対豪州には牛肉が入って、それから小麦が来ますよね。最後に砂糖、でん粉と来るわけですよ。重要品目の数によりまして、砂糖まで入るかどうか。重要品目の数がタリフラインの一五%でいけば、砂糖、でん粉のところが入ってくるんでしょうけど、それが大きな問題になりかねないと思います。

この前、沖縄に行ってみまして、沖縄のサトウキビ生産と糖業の実態をみていくと、重要品目で守られない限りは壊滅状態にいったらうという感じがするんですね。北海道の輪作型の畑作農業もそうですけど、我々、かなり順番が落ちたところでみていますけど、砂糖というのはかなり重要なかぎになるんじゃないかなと思ってるんです。

三浦 WTOで何を重要品目とするかというのは、これから仮にモダリティが合意されて、それで重要品目の数をどうするか、あるいは重要品目の取り扱いを一般の品目と比べてどうするかということが決まっています、それで検討していくことになります。今何が重要品目かということは、ご案内のとおり決まっていないという状況でございます。

一方で、WTOにおける「重要品目」というのは、その世界における独自の意味がありますけれども、日豪EPAの方では、砂糖も含めて牛肉、小麦、乳製品と例示しましたが、こういった品目は我が国が関税撤廃は非常に難しいというふうには、どの国に対しても主張している。そういう意味での重要品目であり、また先生がおっしゃったような地域農業といえますか、地域経済にとっても欠くことのできない非常に重要な品目であるということだと思えます。

いずれにしても、そんなことはしないという方針で臨まなければいけないんですけども、仮に日豪EPAの方で、WTOでも重要品目かどうかということが焦点となっている品目について、関税撤廃するようなことを合意したとしますと、それはWTOの交渉の方に大きな悪影響を与えます。そういうことのないように、WTO交渉における方針と整合性をとったEPA交渉をやっていくということだろうと思います。

砂糖については先生もお話のとおりでありまして、生産されている地域からすれば不可欠の品目だと我々も十分認識しております。

輸出独占

司会 余り時間がなくなってきましたけれども、EPA

の問題だけじゃなくてWTOの中でも豪州に対する問題として、輸出国としていうと輸出補助金の問題とか、それから輸出独占の問題というのがあって、豪州は基本的には輸出補助金はないと主張しているわけですね。輸出独占については、小麦が今過渡的になっていいると思いませんし、お米についても問題視するということがあるのかどうかというのは、いかがなんでしょうか。

三浦 その辺はもちろん輸出独占という形態というものもとらえて、小麦についてどうしていくか考えなければいけないということですが、交渉事になってまいりますので、そこは申しわけございませんが、控えたいと思いません。

司会 お米なんかは、一応ボードはなくして農業協同組合になったけれども、実質的には農協が一〇〇%握っている。これはニュージーランドのフォンテラと同じような、実質的に独占だと。だけでも、官ではないと。その辺をどういうふうにとらえていくのかというのは、考え方があるんじゃないかと思うんですけども、そこも問題視するかなというふうにお考えなんでしょうか。

三浦 形態として民であるということになると難しい面があるかもしれませんが、いずれにせよ交渉事ですので。

司会 あと、日豪についてはEPAだというふうにいっ

ている中で、これは全体としてEPAだということなんでしょうけれども、投資の問題はあるということ、人の問題は特に何も出てこないんですか。

三浦 人の移動という東南アジアなどで大きな議論になる話というのは、豪州との関係では特に出てきていないです。

馬場 イシューに入るかもしれませんが、それほど相反するような議論ではないと思います。

三浦 一方的に日本にどっどっ入ってくることをどうするかという問題はないと思います。資格の問題は若干あるかもしれないですね。資格を相互に認め得るかどうかというのは論点の一つかと。

司会 しかし、イシューになる可能性はあるということなんです。これ、ほとんど触れてなかったですね。

三浦 お互いにさほど先鋭な問題意識はもっていないと思えますね。

WTOへの影響

佐伯 今度のお話を伺って、オーストラリアとのEPA協定というのはどういう決着になるかわかりませんが、仮にある程度、米でも何でもいいですけど、その輸入システム全体が変わるということになったら、もうWTO交渉の前に、もろに方向が定まっちゃうという可

能性がありますね。極端にいいますと、WTO交渉はもうどうでもよくなる。そういう重要な意味をもたざるを得ないような交渉になるという気がするんですけど、そういう認識はみんなもっているんでしょうかね。

三浦 またことしになってから少し動きが水面下で出てきておりますので、WTOの方がどう動いていくかということも注視しないといけませんけれども、仮にWTOがまだ進まないうちに豪州と性急に事を運んで——全部仮定でお話ししておりますけれども、それでもって今の両方の貿易の構造とか、あるいは日本の国内生産のあり方とか、そういうことに影響が及ぶような合意をしたとしますと、それはWTOも含めて極めて大きな影響が出てくる話になります。そういうことをしないようにするというのが我々の方針で、守るべきものを守るといことが豪州との交渉においては一番大きなことだと思っております。

矢坂 WTO交渉に悪影響を及ぼさないという前提に立つと、結果的には交渉を中断、または延期にもち込むことを目標にするということになりますか（笑声）。そういうこと以外に何かあるんでしょうか。

三浦 まだこれから交渉を始めるところですから、まずは我々の、農林水産業のセンシティブティーということを十分説明して、徹底して粘り強く議論をやっていくと

いうことだと思っております。先ほど触れました決議も念頭に置いてやってまいりますけれども、何分これから始まるころでするので、こちらの言い分を十分主張していくことから入っていくということです。

ハワード首相が来日しております、一三日に日豪首脳会談がございました。報道に大体出ていましたが、両首脳の発言の中で、安倍総理から、交渉では両国の戦略的関係を強化するものだということをまず総論でいって、互いのセンシティブティーに十分配慮して、特に日本にとっての農業等の重要性を認識しながら、相互の利益を実現させていきたいと。さらに重ねて、特に農業については、日本にとって国土、環境の保全や文化伝統等、多面的な機能を有するものであるという発言もありました。ハワード首相から、安倍総理も自分も日豪EPA交渉が長期なものとなるだろうとの認識を示したという発言がありました。

豪州は日本の農業のようなセンシティブティーは理解しているというのです。一方で、徹底した議論なくして真の理解は得られない、そのために、すべての要素を議論する必要があるということをおっしゃいます。我々も徹底して議論していくということで交渉に臨んでいくという考えでございます。

交渉の組織体制

司会 農水省のスタンスとして非常によくわかるんですが、交渉ですから日本国という形ではかの部局といいたいしょうか、省庁も入ってくるという中で、前の小泉内閣と現内閣はかなりスタンスが変わってきているというふうにかちよつと感ずるんですが、そういう感じなんですか。今、ご紹介があったような発言とかです。

もう一つは、官邸主導型というところが小泉内閣に比べて少し後退しているのかなという感じを受けるんですが、実際はそうでもないということなのか。これまた随分センシティブな話なんですよけど（笑声）。

三浦 小泉総理が平成一七年四月に共同研究に入りましようということに合意したときにもかなりいろいろやりとりがあつて、農業について非常に難しい問題があるという認識を示して、その認識を共有したということをいつつ共同研究に入つたんですね。ですから、この問題は日豪のEPAも含めた経済関係の強化ということを考える上で、日本の農業という問題があるということは、小泉総理時代から両首脳間で共有されていたということです。今回、EPA交渉入りを決定したということも踏まえて、今ご紹介したような両首脳の発言の中にも、それはほぼ同様な形で出てきていると思います。

それから、交渉の体制ですけれども、我が国はほかの国と違って、一言でいうと四省体制をとつておりまして、外務と経産、財務と私どもの四省が中心となって課長級、局長級、その上という各段階で一緒に議論して、それで意識を共通にして、もちろん所管するものが違いますから多少の違いはありますが、できる限り共通の認識をもって交渉に取り組んでいくという体制です。これでは小泉総理の時代に構築されたもので、今の安倍総理になってからも同じ体制です。それを必要があれば官邸で内閣官房に集まって打ち合わせをしたり、議論をしたりということを重ねながらやってきておりまして、大きな枠組みといえますか、体制という意味では継続していると思います。

司会 オーストラリア側はいかがなんでしょうか。

三浦 オーストラリア側は、連邦政府主導というのがはっきりしています。ハワード首相が主導で、その下の外務貿易省がそれを推進する。農水林業省もかなりかわつてはいますけれども、我々のカウンターパートですからよく議論はしますし、外務貿易省に比べれば、我々の主張というのを理解してくれるのかなという印象は個人的にはありますが、交渉は外務貿易省が強く引っ張る形になると思います。

司会 そろそろ時間になったのですが、何か。——よろ

しいでしょうか。

三浦 つけ足しますが、先ほど小林先生からお話があった共同研究の報告書の輸出のところは、「研究会は、農林水産品の輸出を増加させることに対する日本の関心に留意し、EPA／FTAが、両国の農林水産品の輸出機会の増加によるものを含め、相互の利益を創出すべきであることに合意した」という書きぶりになっています。

司会 ああ、なるほど。

では、どうもありがとうございました。

日豪EPAの視座

日本大学生物資源科学部教授

小林 信一

一、日豪通商協定締結五〇周年と日豪関係

日豪通商協定が一九五七年七月に締結されてから、今年は丁度五〇年の節目の年に当る。日本は五五年にガットへの加盟を果たしたが、オーストラリアは英仏などとともに日本に対してガット三五条を援用した。これは最恵国待遇などを規定しているガット関係に入らなくてもよいとする条項であり、このため日本品には最高税率の関税が適用され、マシン、玩具、綿、人絹、陶器など多くの品目に輸入制限枠が設けられた。当時の外交上の努力は、日本に対するこうした差別的な取り扱いの撤廃――三五条援用の撤回に向けられた。

ガット三五条援用の撤回は、日豪通商協定締結によっても達成されず、六四年の協定改定まで持ち越しとなったが、この協定によって日本からの対豪輸出は急激に伸びた。こうした日豪関係にとっての画期となる年に、市

場開放について攻守とを変えて、経済連携協定交渉（EPA）が持たれることは、考え深いものがある。当時オーストラリアが日本とガット関係に入ることに躊躇した背景には、日本軍によるオーストラリア北方の都市ダーウィン爆撃や自爆潜行艇「回天」によるシドニー湾攻撃、ニューギニア戦線での白兵戦、戦争捕虜収容所での扱いなどによって増幅された日本や日本人への憎しみや恐れといった反日感情もあるが、低賃金を武器とした安価な日本製品のオーストラリア市場への流入によって、オーストラリアの産業が痛手を被ることにあった。

しかし、その後の日豪関係は、日本の高度経済成長とオーストラリアでの相次ぐ鉄鉱石や石炭の発掘――輸出が補完関係となって、車の両輪のように共に発展する関係となった。特に、旧宗主国である英国のECへの加盟（一九七三年）によって、最大の輸出先を失う中で、米国や日本の貿易相手国としての存在が大きくなっていった。

二、日豪貿易構造の特徴

オーストラリアの輸出に占める国別シェアを見ると、一九五〇年では英国が三二・七%に対し、日本はわずか六・三%に過ぎなかったが、六〇年にはそれぞれ二三・九%、一六・七%となり、七〇年に至っては十一・三%に対し二七・二%と完全に逆転した。こうした緊密な関係は現在も同様であり、日本はオーストラリアにとって最大の輸出先となっている。一方、輸入についても長く米国について二位だったが、近年中国に抜かれて第三位になった。しかし、なお重要な位置であることには変わりはない。例えば二〇〇四年度（二〇〇四年七月～〇五年六月）では、オーストラリアの日本への輸出額は二四九億一七〇〇万豪ドルで、それに対し日本からの輸入額は一七一億五七〇〇万豪ドルとなっている。

その結果、オーストラリア側の対日貿易黒字額は七七億五九〇〇万豪ドルに達しており、第二位のインドの四八億三〇〇〇万豪ドルを大きく引き離して貿易相手国中第一位である。しかもこうしたオーストラリア側の出超は、長年に渡って継続している。ちなみに、オーストラリア側の貿易赤字額が最も大きい国は米国（一一八億四〇〇〇万豪ドル）で、ドイツ（七三億二九〇〇万豪ドル）、中国（六八億三四〇〇万豪ドル）と続いている。

また、旅行サービスがほぼ半分を占めるサービス貿易でも、日本の受取額（三二億七〇〇〇万豪ドル）と支払額（一九億三八〇〇万豪ドル）の差は一三億三二〇〇万豪ドルで、中国（二〇億九三〇〇万豪ドル）を上回り最大の黒字国である。したがって、オーストラリアは対日貿易で、モノでもサービスでも大きな利益を得ていることになる。

現在の日豪の品目別貿易額をまとめたのが表1であるが、これを見るとオーストラリアから日本へは石炭、鉄鉱石などの鉱物資源と牛肉などの農産物がほとんどを占めていることがわかる。対日輸出品目上位一〇品中六品目が鉱物資源、四品目が農林産物で、全体でも鉱物資源は全体の半分以上、農林水産物は約二割に達している。オーストラリアの国内産業構造はすでに超先進国型で、GDPに占める割合では農林水産部門は三%、鉱業部門も四%程度に過ぎないのに対し、サービス部門などの第三次産業部門は日本より高い八〇%程度となっている。しかし、商品貿易では依然として鉱産物と農林水産物が合計でなお六割程度を占めており、海外からは「オーストラリアは第一次産品の生産国」と認識されやすい。

一方、日本からオーストラリアへの輸出品を見ると、上位一〇品目中四品目が自動車関連で、合計では五割以上となっている。特に第一位にランクされる乗用自動車

表1 品目別対日貿易額の推移

1)輸出

	実数(百万豪ドル)			割合(%)		
	2002	2003	2004	2002	2003	2004
石炭	5,048	4,716	7,085	23.2	23.8	28.4
鉄鉱石	2,191	2,052	2,661	10.1	10.4	10.7
牛肉	1,401	1,756	2,452	6.4	8.9	9.8
アルミニウム	1,468	1,192	1,347	6.8	6.0	5.4
ウッドチップ	715	706	770	3.3	3.6	3.1
銅鉱	485	554	692	2.2	2.8	2.8
液化石油ガス	755	466	595	3.5	2.4	2.4
原油	923	503	573	4.2	2.5	2.3
飼料・ペットフード	448	458	450	2.1	2.3	1.8
チーズ	272	300	379	1.3	1.5	1.5
総計	21,727	19,821	24,917	100.0	100.0	100.0

注) 液化天然ガス(LNG、32億ドル)の輸出先は不詳だが、ほとんどが日本向けと考えられる

2)輸入

	実数(百万豪ドル)			割合(%)		
	2002	2003	2004	2002	2003	2004
乗用自動車	5,880	6,430	6,719	36.0	39.9	39.2
貨物自動車	1,337	1,376	1,483	8.2	8.5	8.6
土木重機	476	544	566	2.9	3.4	3.3
自動車部品	699	582	511	4.3	3.6	3.0
タイヤ	418	416	419	2.6	2.6	2.4
録画機・録音機	414	481	418	2.5	3.0	2.4
コンピュータ部品	447	373	391	2.7	2.3	2.3
テレビ	212	282	361	1.3	1.8	2.1
内燃エンジン	387	334	320	2.4	2.1	1.9
自動二輪車	283	284	312	1.7	1.8	1.8
総計	16,337	16,101	17,157	100.0	100.0	100.0

資料：DFAT Composition of trade Australia 2204 - 5

は単独で約四割に達する。

以上のように、日豪は貿易関係において重要なパートナーであり、オーストラリアからは鉱物資源と農産物を、日本からは自動車を中心に輸出し、貿易収支はオーストラリア側の大幅な出超が続いている。

三、日豪EPAのねらい

日豪関係は現在特に問題となる課題もなく、貿易関係も緊密である中で、日豪EPAはオーストラリア側から提案されたと言われている。そのねらいがどこにあるのかを、オーストラリア側の公表文書によって検討して見たい。オーストラリア大使館のホームページや広報冊子によると、EPAの効果として以下の四点が挙げられている。

①日本経済の発展を加速させる。EPAのもたらす経済効果は年間六五〇〇億円に達する。日本の構造改革を加速させるとともに、製造業やサービス、エネルギーの分野における生産性の向上に貢献。②貿易・投資の機会を拡大する。オーストラリアでは、日本からの輸入量の七〇％（自動車やコンピュータ部品、重機などの高付加価値製品）に課税を課しており、EPA／FTAの実現により、それら課税品目の殆どにおいて完全撤廃もしくは税率の大幅な引き下げの可能性がある。③日本のビジ

ネスの不利な状況を打開する。オーストラリアは、すでに米国やタイ、シンガポール、ニュージーランドとEPA／FTAを実施しており、さらに中国を始め、複数国と交渉に入っている。EPA／FTAを締結している米国やタイからの自動車輸入が無税となるのに対し、日本の自動車には関税を課さざるを得ない。対豪投資についても、豪米FTAにより米国からは以前の一五倍にあたる八億豪ドル相当の投資が無審査になり、また新規分野への投資も無審査になっている。これに比べて日本からは五千万豪ドル以上が審査の対象となっている。日豪ビジネスの最前線では、このような貿易・投資への不利な状況をなくすためにEPA／FTAの早期実現を求める声が高まっている。④鉱物・エネルギー資源の安定的な供給に寄与する。オーストラリアは日本の鉄鉱石および石炭需要の六〇％、ウランの二五％、液化天然ガスの一八％などを始めとして鉛、アルミナなどの最大供給国であり、EPA／FTAの実現により、日本の貿易・投資がさらに促進・円滑化されることで、資源の安定供給が期待できる。

また、日本農業に与える影響については、すべての貿易障壁を除いても対日農産物輸出は五％増加するだけで、影響は極めて少ないとしている。逆に、EPA／FTAにより日本からの農産物輸出は増加し、またオース

トラリアの農産物輸出に関する豊富な知識やノウハウを日本に伝えることで、日本農業の国際競争力を高め、日本政府が掲げた「二〇〇九年までに日本の農産物輸出を倍にする」という目標達成に近づける効果もあると主張している。

つまり、関税、外資規制の撤廃による両国経済の発展、両国が他国と結ぶEPA/FATによる貿易転換効果などの負の影響の除去、鉱物資源や食料の安定確保などが期待でき、一方オーストラリアからの農産物輸出はわずかな増加で、日本の農業への影響は小さい、とまとめることができるだろう。しかし、鉱物資源などにはほとんど無関税となっており、貿易転換効果についても具体的に問題となっている点は特にないと言われている。

日本向けの広報であるとは言え、これでは日豪EPAによるオーストラリア側のメリットがどこにあるのか、判然としない。オーストラリア側の交渉担当である外務貿易省のホームページでは、日豪EPAはオーストラリアにとって非常に大きな経済的利益を生むとして、①関税・非関税障壁の撤廃による全産業分野に及ぶ新たな機会の創出、②最大の農産物輸出市場である日本に対するさらなる輸出の拡大と安定化、③投資、サービス貿易の拡大、④最大の鉱物エネルギー資源の買い手である日本との関係の安定化と緊密化などを追求するとしており、網

羅的、一般的な書き方だが、農産物輸出については若干ニュアンスが異なる。

一方、日本側で日豪EPAの旗振り役と言われる財界団体の(社)日本経済団体連合会は、日本商工会議所および(社)日本貿易会と連名で、「日豪経済連携協定の早期交渉開始を求め」と題する提言を二〇〇六年九月に行っている。その中で、日豪EPAに期待される効果として、①資源・エネルギーの安定供給、②食料の安定供給、③自動車などの関税撤廃効果、④二重課税の回避、⑤政府調達市場へのアクセスの改善、⑥米豪FTAで検討対象となっている弁護士、会計士、エンジニアなど自由職業サービス資格の相互承認の検討などを挙げている。

また、豪州の農業は規模、効率性の面で日本とは桁違のため、急激な自由化により農業構造改革が頓挫しかねないとし、農林水産品分野のセンシティブティに十分配慮する必要があることを、「特に配慮すべき項目」として書き入れている。その他のセンシティブ品目として、あまり知られていないが、わが国でも生産している銅、亜鉛、鉛、ニッケルなどの非鉄金属も挙げられている。

四、日豪EPAの効果と影響

(一) 日本農業への影響

日豪EPAのねらいは、オーストラリア側と日本の財界とは、日本農業への影響を別にして、鉱物資源や食料の安定確保、関税撤廃による輸出増加などおおよそ一致している。二〇〇五年四月に日豪両政府で行った日豪貿易経済枠組みに基づく共同研究では、「①全体として両国のGDPと二国間の貿易は増加する。特に豪州のGDPの増加率が高い(二〇二〇年、豪・六六・一・七九%、日・〇・〇三・〇・一三%)、②日豪の多くの産業分野で輸出、生産、雇用が増加するが、日本の農業分野では生産が大幅に減少するとともに、農業及び食料分野で雇用が大幅に減少。③米国、EU、中国、ASEAN等豪州以外の主要な国・地域は、日本への輸出の減少等の悪影響を受ける。」としており、「両国経済への寄与とともに、日本農業への影響の大きさと貿易転換効果が大きいことを指摘している。

日豪EPAの日本農業への影響については、上記以外にも様々な推計がなされている。農水省の推計では、牛肉、乳製品、小麦、砂糖の四品目の関税撤廃による直接的な影響を八〇〇億円と推計している他、最も大きな影響を被ると試算している北海道庁の試算例では、北海道内のみで損失は約一兆三七〇〇億円に上るとされる。

これも牛肉、乳製品、小麦、砂糖の四品目での検討、地域経済への波及効果なども含めて算定している。だが農

家への交付金など新たな財源約四三〇〇億円が確保できないことを前提としており、直接的には小麦が八五二億円、牛肉が四二二億円の減産で、関連製品の生産減少などと合わせ一兆円以上の損失となり、この結果約八万八〇〇〇人が失職するとしている。

こうした推計は、前提条件などのとり方によって大きく結果が異なるが、上記四品目のように国境障壁が高い産品では、FTAで二国間のみの関税を引き下げた場合は、貿易転換効果が大きくなるという弊害が強く現れるという認識は共通している。

(二) 関税撤廃と自動車産業

また、関税については、日本からオーストラリアへの輸出の七〇%以上に、オーストラリアから日本への輸出に対しては二〇%にかけられており、オーストラリア側の方が有税品目の割合は高いが、実効関税率の単純平均値ではオーストラリアの三・五%に対し、日本は七・一%と若干高い。しかし、関税率自体はすでに相当程度低い。関税の撤廃による農産物以外の貿易品目への影響については、すでに指摘したように鉱物資源については財界がセンシティブ品目とした銅、亜鉛、鉛、ニッケルなどが三%程度だが、主要な品目は無関税になっており、関税撤廃によって輸入量が大きく増加することは考えに

くい。また、日本が関心を示し、オーストラリア側にとってはセンシティブ品目であると考えられる自動車の関税率は、乗用車で一〇%、商用車で五%であるが、前者も二〇一〇年には五%に引き下げられることがすでに決定済みである。

オーストラリアは伝統的に工業分野への保護が手厚く行われてきたが、その中でも自動車製造業は、繊維・履き物産業と並んで保護の度合いが高かった。工業製品に対する保護政策は一九七〇年代初めのウィットラム労働党政権による関税率二五% 引き下げなどを嚆矢とし、その後は規制緩和が大きな流れとなったが、そうした中でも自動車部門は、一九六八年にローカル・コンテンツ八五%、七五年には関税割当制の導入など、むしろ規制強化が行われた。しかし、八四年に至って、バトン・プランと呼ばれる産業再編政策が策定され保護削減が実行に移された。その内容は関税率の引き下げ(二〇〇〇年までに二二・五%から一五%に)、GM、フォード、トヨタ、日産、三菱の国内五社体制の三社への統合、生産モデルの一三から六モデルへの削減、車種別最低製造台数(三万台以上)の設定などで、ローカル・コンテンツもその後撤廃され、国際競争力の強化をめざした政策内容となっている。

こうした規制緩和については反対も根強く、二〇〇〇

年以降に乗用車の関税率を五%にまで引き下げる案は、国内四社(日産は当時すでに撤退)の反対によって、二〇〇五年に一〇%にすることで決着がついた。しかし、自動車の国産化率は日本車や韓国車などの攻勢によってすでに二五%まで落ち込んでしまっている(表2)。その一方で、製造車種の二車種への絞り込みなどの合理化や、企業の世界戦略の中で輸出も増加しており、生産台数約四〇万台のほぼ一/三を中近東やニュージランド、米国などに輸出している。二〇〇五年度の乗用車輸出額は、二七億九〇〇万豪ドルで輸出品目中十一位にランクされている。

一方、輸入車は約七四万台で、日本からが半分以上を占めている。しかし、オーストラリア国内の自動車メーカーも日系、米系がそれぞれ二社であり、メーカー別に国内生産、輸入車の合計で見ると、トヨタが輸出シェアの五割近く、国内登録台数では二割強、全体ではほぼ一/四を占め、最も多くなっている(表3)。したがって、関税率の撤廃は経団連提言のように、二〇一〇年までに無関税となる米国、タイに伍して、「日本製品の価格競争力が増し、日本からの輸出増も期待され得る」が、同時にオーストラリアトヨタと日本のトヨタ、あるいは他国のトヨタとの競争の激化という状況も生み出す。実際に豪タイFTAの締結によってタイからの商用車の輸入が

表2 自動車の生産と輸出入 (2004年度)

項目		実数(台)	割合(%)	割合(%)
国内生産	A=B+C	391,260	100.0	
輸出	B	142,347	36.4	
国内向け	C	248,913	63.6	25.2
輸入	D	739,356	100.0	74.8
日本		378,227	51.2	
欧州		128,857	17.4	
韓国		78,719	10.6	
米国		8,731	1.2	
その他		144,822	19.6	
国内新車登録	E=C+D	988,269		100.0

資料：The Federal Chamber of Automotive Industriesから作成

表3 オーストラリアの国内メーカー別シェア (2004年度)

	実数(台)			割合(%)		
	輸出	国内登録	合計	輸出	国内登録	合計
トヨタ	68,989	208,822	277,811	48.5	21.1	24.0
GMH	60,518	174,464	234,982	42.5	17.7	20.3
フォード	10,344	129,140	139,484	7.3	13.1	12.1
三菱	2,496	61,907	64,403	1.8	6.3	5.6
4社合計	142,347	574,333	716,680	100.0	58.1	62.0
全体	142,347	988,269	1,155,549	100.0	100.0	100.0

資料：表2と同じ

注：国内登録台数には輸入車も含む

急増しているが、実態はタイトヨタからが中心と言われている。結局のところ、多国籍企業にとっては、国際戦略の若干の修正の問題であるかもしれないが、オーストラリア国内六万人の自動車産業労働者には大きな影響が及ぶだろう。また、前述したように日本からオーストラリアへの輸出の過半が自動車で占められているという偏った貿易構造がさらに増すことも問題だろう。

(三) 供給の安定と直接投資

経団連提言の中のねらいの一つに挙げられている食料や資源の安定供給確保はどうだろうか。日豪経済関係強化のための共同研究（二〇〇六年）には、「輸出制限の禁止」などによる供給安定化をうたっているが、実際にはこうした制限措置が現在存在するわけではない。また、商取引である資源や農産物の貿易を、政府間協定によって安定化させることに

は無理がある。すでに、自動車部門だけではなく鉱物資源や農畜産物部門などでも日本企業の直接投資が進んでおり、こうした形での安定供給化が図られている。例えば、オーストラリア国内では生産も需要もなかった穀物肥育牛肉について、一九七〇年代後半より日本企業が主体となって一種の開発輸入が行われてきた。現在、長期穀物肥育牛肉の主要な部分は、日本ハムや伊藤ハムなどの現地法人が生産・輸出を手がけている。

投資についても、「投資許可が必要となる下限投資額の引き上げや審査基準の透明化等」がEPA締結のメリットといわれているが、これも日本にとって重要品目を犠牲にして達成するほどの重要性を持っているとは思えない。オーストラリアの経済発展にとって、外資と労働力の導入は不可欠なものであり、歴史的に外資導入政策と移民政策によって積極的な導入を図ってきた。つまり、基本的に外資導入を歓迎する立場にある。確かにメディアの買収や投資額が五〇〇〇万豪ドルを超える企業買収などには、外資審査委員会による事前審査が行われるが、多額な投資案件でも国益に反しない限り認可されてきた。日本からは毎年鉱業、不動産業などを中心に一〇〇件前後の投資が行われているが、投資制限をめぐる大きな問題は存在しない。

(四) オーストラリア農業への影響

日豪EPAの影響は、日本農業ばかりではない。一般的にはEPAによってオーストラリア農業は大きな利益を得ると見られているが、WTOやFTAなどの自由化—規制緩和政策の中で、これまでオーストラリア農業を支えてきた家族農業は厳しい状況に置かれている。例えば、酪農部門は保護水準が低い農業部門にあって、ある意味では日本の農業部門以上に規制と保護がなされてきた。飲用牛乳については、州を越える生乳・牛乳の移送が禁止される中で、州の販売委員会（マーケティングボード）によって生産者、卸売り、小売乳価が統制され、加工原料乳については、連邦ボードによって全生産者から徴収された課徴金を原資とする輸出補助が実施されてきた。しかし、こうした手厚い保護も二〇〇年ほどの期間で徐々に撤廃され、二〇〇〇年にはWTOとの関連で一切の保護規制措置が撤廃された。ただし、二〇一〇年までの一〇年間にわたって、牛乳リットルにつき一セントの消費者への課徴金を原資とした生産者への賠償支払いが行われている。その金額は出荷規模によって異なるが、単純平均すると一農場当たり約一〇〇〇万円に達する。また、酪農規制緩和による地域経済への影響を考慮して、地域活性化資金の投入も行われている。しかし、生産条件の劣る北部のクイーンズランド州やニューサウ

スウェーデン州の酪農家は廃業や経営転換が相次いでおり、酪農部門では規模の拡大と地域集中化が進行している。さらに昨年の大干ばつなど相次ぐ旱魃が、農家経営に追い討ちをかける状況になっている。

こうした状況は、食品小売分野の八割のシェアを二社で握るスーパーのバイイングパワーによって、さらに加速されている。スーパーやその他の企業による農家の系列化が進行しているが、その中で、より安価に生産できるニュージーランドに切り替えることを理由として契約を打ち切られたタスマニアのジャガイモ農家が、州議会にトラクターを連ねてデモを行い、地元選出議員が「バイ・オーストラリア」(国産品を買おう)を呼びかける事態も現出した。

また、輸出による需要増に対応するための穀物などの生産増加は、世界で最も乾燥しているオーストラリア大陸の土壌に過度な負荷をかける恐れも言及されている。例えば米は日本では環境保全作物と見られているが、オーストラリアでは水を浪費する環境破壊作物として批判の対象である。旱魃の頻発の一方で、灌漑地帯における塩害の拡大は、オーストラリア農業の持続的な生産にとっての脅威である。

五、オーストラリアの外交戦略

WTOかFTAか

オーストラリアは一九七〇年代にそれまでの産業保護政策を見直し、規制緩和による経済の建て直しを図ってきた。外交戦略としては、一九八六年のGATTウルグアイラウンド開始時に伝統的な農産物輸出国を結集してケアンズグループを立ち上げたことが特筆できる。同グループのリーダーとして、米国を牽制する形で多角的交渉による自由貿易推進の旗振り役を演じてきた。それは、WTOの創設として一定の成功を収め、ミドルパワーの外交戦略として評価を集めた。しかし、その後はWTO交渉の行き詰まりに逢着し、多角的交渉から二国間交渉へ舵を切ったかに見える。一九八三年のニュージーランドとの経済緊密化協定以来結んでこなかったFTAだが、最近に至ってシンガポール(二〇〇三年)、タイ(二〇〇五年)、米国(二〇〇五年)と立て続けに締結し、さらにアセアン、中国、マレーシアなどと交渉を開始していることを見てもその感が強い。

しかし、二国間交渉はオーストラリアのようなミドルパワーにとって必ずしも有利とはいえない。豪米FTAにおいて、砂糖は例外扱いとされ、乳製品も関税割当の中に押さえ込まれ、オーストラリアの農業界の評価は必

ずしも高いものではない。日本との交渉も客観的にみれば必ずしもオーストラリア側に有利とはいえないだろう。そうした中であえて二国間交渉に乗り出したのは、他の国が次々とFTA締結に動いたことから、貿易転換効果の不利益を受けないようにするという防衛的な考えもあるだろうが、二国間交渉を進めることによって、最終的にはWTOでの到達目標である自由化を追求するという戦略も見え隠れする。頓挫したかに見えたWTO交渉が米国、EU、ブラジル、インドの枠組みで動き出し、それに日豪が加わるといふ新たな展開の中で、WTOとFTAの関係がどう動くか注目する必要がある。

六、日豪EPAの問題点

これまで見てきたように、日豪EPAは、ねらいとされる鉱物資源や食料の安定確保について、それを保証するものにはなりえない。むしろ食料供給については、国内生産の縮小や、一国への過度な依存を招きかねず、供給の不安定化が増す危険性の方が高い。このことは、米国でのBSE発生以降、ほぼ日本市場を独占している牛肉部門の値上がりや早魃による穀物不足が具体例となっている。

供給独占については、WTOで輸出独占体として問題になっている小麦ボールドが、日本への高い供給価格を原

資として中国へ安い価格で販売することで、実質的な輸出補助を行っているという指摘もある(二〇〇七年度日本農業経済学会での鈴木宣弘氏の報告)。また、米のマーケティングボードは廃止されたが、実質的に生産のほぼ一〇〇%を米農協が管理しており、一種の販売独占である。こうした供給独占の問題も、供給の安定化との関連で注視する必要がある。

しかし、最も問題なのは、他国が次々に結んでいるFTAに「乗り遅れない」ために、わが国もFTA/EPAを結ばなくてはならないとする最近の論調である。多くのFTA/EPAが錯綜する状況の彼方に、どのような世界が描けるのかを考えてみる必要がある。貿易転換効果と原産地規則問題を考えるだけでも、今後の世界貿易体制をどれだけ複雑にし、今後の各国間の利害調整を困難にするか予想できる。二〇一〇年までにWTOに通告されるFTAは四〇〇を超えること自ら予測しながら、WTO規則二四八項の例外規定に照らして、適格なFTAであるか否かの判断を行わないWTOは自らの存在意義を放棄したかにも見える中で、冷静な議論と行動が求められる。

編集後記

◎食や環境、農業に関心をもつ人々の注目のなか、日豪EPA協議がはじまった。「経済便益」を掲げ「世界の潮流に乗り遅れるな」の経済界の旗振りに政治やマスコミも便乗し、「慎重に検討を」の声もかき消されてしまった。

経済界は「自由貿易の促進で効率的な産業への資源の再配分が行われ、その結果が国全体の利益につながる」という論理。したがって、効率性におのずと限界がある日本農業などハナから眼中にないのだろう。だが、経済的な利益だけで自由貿易を促進すれば、国内農林水産業や地域社会はたどころに崩壊してしまう。地球規模ですすむ農地の劣化や、温暖化の気象変動がもたらす農産物の不作が頻発するなかで、食や環境を全面的に他国に委ねて如何ほどの繁栄に浸れるというのだろう。

「日本文化の原点である農業を守らずして、何が美しい国か」とは、交渉問題を集中審議した際自民党の若手議員が政府に突きつけた言葉だという。もうそろそろ、「市場原理至上」の論理を超越し、持続可能な社会をめざした新しい国際貿易のルールづくりを、財界もマスコミの皆さんも考えていただきたい。

交渉開始を受け、農業者・団体や地方議会の動きも慌

ただしくなってきた。WTO交渉と同様重要品目への関税措置を守れと、署名活動の推進や地方議会の意見書決議が政府に集中している。なにしろ、オーストラリアの一戸あたりの農場面積は四千畝、牛肉・小麦・乳製品などを世界で最も安いコストで生産できる国であり、農地の集積化や担い手育成という「構造改革」で対抗しようという次元の話ではない。関税撤廃などの事態になれば、農業は勿論、関連産業や地域経済に計り知れない打撃を被ることは必至であり、政府には荒廃した国土を無惨にさらす結果にならないよう、不転の交渉を要請したい。

◎一方、こちらの輸出大国の傲慢さにはあきれられるばかり。「今度こそ輸出条件を守る」と約束しながら、輸入再開後も繰り返されるミス。おかげで米国産牛肉の輸入量は、昨年七月に再開されてからも伸び悩み、減少分の大半がかの豪州産にとって代わられた。いら立つ米国は、自らの非を棚に上げ月例制限の緩和などを日本政府にもとめ続けている。

作り手と消費する側の相互の信頼関係のない商売に未来はないことは、いずこの国も同じ。ただ残念なのは、どこの国の牛肉を食べるかを選択論議に止まり、「だから国産を食すべし」の議論につながらないことだ。